

## 低所得世帯支援給付金 (こども加算分)

物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため、住民税非課税世帯の子育て世帯への加算として、18歳以下の児童1人につき5万円を支給します。

### 支給対象者

令和5年12月1日(基準日)において、越生町の住民基本台帳に記録されている者であって、次のいずれにも該当する世帯。

- (1) 令和5年度越生町低所得世帯支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給対象となる世帯 **申請不要**
- (2) 基準日時点において、平成17年4月2日以降に生まれた児童を扶養している世帯で次の①または②に該当する世帯 **申請必要**
  - ① 令和5年12月2日から令和6年5月31日までに生まれた児童
  - ② 同一世帯ではないが世帯主と生計を同一にしている児童を扶養している世帯

### 対象児童

平成17年4月2日から令和6年5月31日までに生まれた児童

### 支給額

対象児童1人当たり5万円

### 支給手続

- 支給対象者(1)の方は、**申請不要**  
※該当される世帯には個別にご案内をお送りいたします。
- 支給対象(2)の方は、**申請必要**  
申請書類をご確認のうえ、子育て支援課までご提出ください。ご不明な点はお問合せください。

### 申請書類

- ・令和5年度越生町低所得世帯支援給付金(こども加算分)申請書(請求書)
  - ・申請者(世帯主)の本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード等)
  - ・申請者(世帯主)の受取口座を確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカード等)
- (支給対象者(2)②の方のみ)
- ・令和5年度越生町低所得世帯支援給付金(こども加算分)別居監護申立書
  - ・扶養児童分の住民票の写し(児童の属する世帯全員が記載されたもの)1通
  - ・扶養児童分との関係性を確認できる戸籍謄本1通
- ※申請に必要な書類は、対象者によって異なりますので事前に子育て支援課までお問い合わせください。  
※申請書等は子育て支援課でも配付しています。

### 申請期間

4月15日(月)～5月31日(金)まで

### 支給時期等

原則、申請月の翌月下旬に指定の口座に振り込みます。

### 配偶者からの暴力を理由に避難している場合

配偶者からの暴力を理由に児童と避難している場合、避難先で給付金を受け取れる場合があります。子育て支援課までお問い合わせください。

### 振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください

「低所得世帯支援給付金(こども加算分)」に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。不審な電話や郵便があった場合は、越生町役場子育て支援課や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

☎子育て支援課 子ども担当 ☎内線161

**越生町の広報紙をスマホアプリで**

広報おごせ配信中

行政情報アプリ「マチイロ」で広報おごせの配信を始めました。越生町からのお知らせをアプリを通じてスマートフォンやタブレットにてお届けします。ぜひご利用ください。

☎総務課 地域支援・防災安全担当 ☎内線217





## 5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

### ■民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。地域福祉の推進役として、担当地区において、主に高齢者や障がいのある方の見守り、子どもたちへの声掛けなどを行っています。

町民のみなさんが抱える生活上の問題についての身近な相談相手となり、その内容に応じて、適切な支援が受けられるよう、行政や専門機関との「パイプ役」として活動しています。

### ■定例会を毎月開催

毎月第3火曜日に、越生町民生委員・児童委員協議会の定例会を開催しています。

定例会では、行政・町社会福祉協議会等や委員からの情報を共有するほか、研修会等を実施しています。

また、担当地区の活動のほかに委員は、高齢者福祉部会・障害者福祉部会・児童福祉部会・災害対策部会に所属しており、各部会での活動も実施しています。

### ■民生委員・児童委員の日とは

全国民生委員児童委員連合会では、民生委員・児童委員の存在や活動内容について理解を深めていただくため、5月12日を「民生委員・児童委員の日」と定めています。

民生委員・児童委員のみなさんが地域の実情を把握するため、ご家庭などを訪問する場合がありますので、活動へのご理解とご協力をお願いします。

☎健康福祉課 福祉担当 ☎内線111

## 低所得世帯支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)のお知らせ

越生町では、物価高騰の影響を受けた低所得世帯を支援するため住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

対象世帯 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

令和5年12月1日に越生町に住所がある方が対象です。

### ※対象とならない世帯

- ・令和5年度住民税所得割が課税されている方がいる世帯
- ・令和5年度住民税均等割が非課税の方のみの世帯
- ・令和5年度住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯
- ・所得があるにもかかわらず未申告である方がいる世帯
- ・他の自治体から同様の給付金を受給されている方がいる世帯

給付金の額 1世帯あたり10万円

申請方法 対象の世帯については、**3月下旬**に「確認書」を送付しています。「確認書」の記載内容をご確認いただき、必要事項を記入のうえ提出してください。

確認書提出期限 6月28日(金)

※本給付金の対象世帯にもかかわらず確認書が届かない場合や、ご不明な点は、お問い合わせください。

☎健康福祉課 福祉担当 ☎内線111・112